

News Letter

Asahi Certified Public Tax Accountants' Corporation

2月といえば立春、暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。税の世界では、確定申告が始まります。今年も無事故、健康で乗り越えたいと思います。

皆様もお風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽にお問い合わせください。

2

2019



■ 経過措置が適用される取引は必ず旧税率の適用を！
消費税率等に関する経過措置

- 改正相続法 7月に施行
一部は1月から開始
- より適正な選出が求められる
従業員の過半数代表者
- 2018年の産業別賃金引き上げ状況

旭日税理士法人

本社 : 仙台市宮城野区原町5-11-22
東口サテライト : 仙台市宮城野区榴岡2-2-10-3F
東京事務所 : 東京都港区浜松町2-5-2-3F
TEL : 022-295-0092 / FAX : 022-295-0093
URL <http://www.asahi-tax.or.jp/>